

江田島市災害廃棄物処理計画（案）に係る意見募集の結果について

■実施結果の概要

(1) 実施時期

平成31年2月12日から平成31年3月8日まで

(2) 周知方法

- ・市ホームページへの掲載
- ・資料の閲覧，貸し出し

(本庁1階窓口，市民センター（江田島・能美・沖美），三高支所)

(3) 提出方法

電子メール、ファクシミリ、郵送又は直接提出

(4) 意見募集の結果

意見提出者数 2人

提出方法内訳 直接提出（2件）

ご意見の概要と市の考え方

No	ご意見の概要	江田島市の考え方
1	<p>昨年7月の豪雨災害の時、一番困ったのは、災害ごみの置き場所でした。</p> <p>家電、家具、畳などすべてのものが使用できない状態でした。近所の3軒で話し合い、一旦わが家の駐車場にごみを出し、3軒で処分しよう決めましたが、いつの間にかあちらこちらからごみを運んでこられ、山のようにになりました。</p> <p>自分たちも何十回も沖美町の環境センターへごみを出しに行きました。江田島市に何度も連絡して回収をお願いしました。最終的には回収して頂けましたが、毎日増えるごみを見て、このごみをどうすればいいのかと家の後片づけをしながら不安とストレスを感じていました。</p> <p>個人の家を駐車場をごみ置き場にするのは無理があります。</p> <p>市が仮置場をしっかりと決めて、市民がその場所に出せるようにしてほしいと思います。</p>	<p>ご意見はおっしゃる通りです。</p> <p>発災直後から自己判断、自己責任で早急に対応していただいたことに、心から感謝申し上げます。</p> <p>大量に発生する災害廃棄物を迅速に処理していくため、適切な場所に仮置場が開設できるよう、平時から準備しておく必要があります。</p> <p>そのため、平時から仮置場として利用可能な候補地を選定し、自治会及び公衆衛生推進協議会などと連携、協議しながら、その確保に努めてまいります。</p> <p>なお、災害廃棄物は発災直後から発生し、市民生活に支障を来すため、近隣の道路などに災害廃棄物が置かれ始めることがないように、発災直後からできるだけ多くの仮置場を設置するように進めていきます。</p>
2	<p>東日本大震災では、仮置場に無秩序に災害ごみが出され、環境衛生的に不衛生な地域があったと聞きました。</p> <p>仮置場での災害ごみの分別と管理を徹底する事が重要であると考えます。</p>	<p>分別を徹底することにより、処理期間の短縮や最終処分量や処理費用の削減につながります。</p> <p>仮置場では、災害廃棄物をできるだけ分別して集積し、効率的に資源化を実施するため、仮置場に排出する段階から分別ができるよう、その管理方法について検討していきます。</p> <p>仮置場は、飛散防止対策や臭気・衛生対策、火災防止対策などに留意して管理に努めます。</p>